

令和5年9月八戸市議会定例会

報 告 事 件

9 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第31号	令和4年度八戸市一般会計継続費精算報告書	3
報告第32号	令和4年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書	5
報告第33号	令和4年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
報告第34号	令和4年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比 率の報告について	9
報告第35号	専決処分の報告について	11
	(八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する 条例の制定の専決処分)	
報告第36号	専決処分の報告について	15
	(自動車事故に係る損害賠償の額を定めることの専 決処分)	

令和4年度八戸市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績				比 較													
				左		の		財		源		内		左		の		財		源		内							
				年	割	特	定	財	支	定	財	源	額	特	定	財	源	と	特	定	財	源	額	と	特	定	財	源	
割	額	国・県 支出金	地方債	其他	一般財源	支	出	額	国・県 支出金	地方債	其他	一般財源	額	国・県 支出金	地方債	其他	一般財源	額	国・県 支出金	地方債	其他	一般財源	額	国・県 支出金	地方債	其他	一般財源		
10 教育費	6 保健体育費	新井田公園 子ニスコ一 事 業 整 備	3	200,000,000	100,000,000	100,000,000		200,000,000	200,000,000	100,000,000		10,000,000		9,228,500	15,743,000	7,871,500	7,100,000		771,500										
			4	200,000,000	100,000,000	90,000,000		184,257,000	82,500,000	182,128,500	184,257,000	82,500,000		10,000,000		9,228,500	15,743,000	7,871,500	7,100,000		771,500								
			計	400,000,000	200,000,000	190,000,000		384,257,000	182,500,000	182,128,500	384,257,000	182,500,000		10,000,000		9,228,500	15,743,000	7,871,500	7,100,000		771,500								

令和5年9月5日

八戸市長 熊谷雄一

令和4年度八戸市下水道事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	全年度			計画年度			実績年度			比較年度		
			年割額	左の		画	支払義務発生額	左の		年割額と支払義務発生額の差	左の	の		差
				国・県支出金	企業債			損益勘定留保資金	その他			国・県支出金	企業債	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			566,400,000	283,200,000	283,200,000				566,400,000	283,200,000	283,200,000			
			361,800,000	180,900,000	180,900,000	640,226,400	320,113,200	320,113,200	△ 278,426,400	139,213,200	△ 139,213,200			
			50,000,000	25,000,000	25,000,000	251,493,120	125,746,560	125,746,560	△ 201,493,120	100,746,560	△ 100,746,560			
			978,200,000	489,100,000	489,100,000	891,719,520	445,859,760	445,859,760	86,480,480	43,240,240	43,240,240			
資本的支出	1 建設改良費	東部終末処理場沈砂池（沈砂設備）改築事業												

令和5年9月5日

八戸市長 熊谷雄一

報告第33号

令和4年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和4年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を次のように報告する。

令和5年9月5日

八戸市長 熊 谷 雄 一

1 健全化判断比率

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 実質赤字比率 | — % (実質赤字なし) |
| (2) 連結実質赤字比率 | — % (連結実質赤字なし) |
| (3) 実質公債費比率 | 8.6% |
| (4) 将来負担比率 | 96.3% |

2 資金不足比率

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 地方卸売市場八戸市魚市場特別会計 | — % (資金不足なし) |
| (2) 八戸市中央卸売市場特別会計 | — % (資金不足なし) |
| (3) 八戸市産業団地造成事業特別会計 | — % (資金不足なし) |

報告第34号

令和4年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和4年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率を次のように報告する。

令和5年9月5日

八戸市長 熊谷雄一

- | | | |
|---|--------------|--------------|
| 1 | 八戸市自動車運送事業会計 | － % (資金不足なし) |
| 2 | 八戸市立市民病院事業会計 | － % (資金不足なし) |
| 3 | 八戸市下水道事業会計 | － % (資金不足なし) |

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年9月5日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第23号

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年7月21日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市保育士修学資金貸与条例（平成30年八戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号ア中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年9月5日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年3月11日に八戸市大字湊町字大沢の県道において発生した自動車事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第22号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年7月14日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 150,867円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。